

## 民間開放の概念（既往の閣議決定等における使用例）

### ◇ 規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申

（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議）

「**民間開放**」とは、a 民間委譲（民営化、譲渡）、b 民間への包括的業務委託、を指す考えである。（略）

民間への包括的業務委託とは、当該業務を発注する官側が委託に係る業務の内容・範囲、求める成果の程度・水準、委託業務遂行上留意すべき主要な事項、委託業務遂行上の必要な監督、委託業務の成果物の検収等について、委託契約の内容として受託者である民間と取り決めを行って、委託するものであることは当然であるが、**受託をした民間がその創意・工夫を発揮し、より効率的で合目的な成果を提出できるよう、官の関与を可能な限り少なくすることにより「一つの纏まりとしての業務」を委託すること**を意味する。

### ◇ 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）

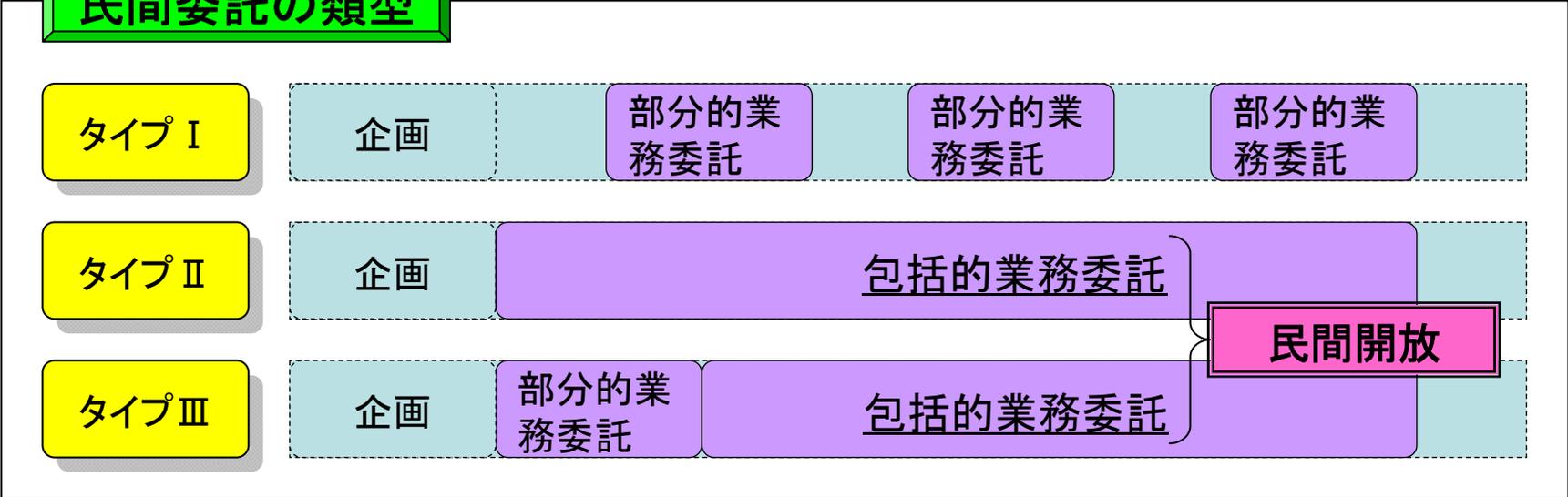
指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、（略）指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（**民間開放**という。）に関して（略）

### ◇ 公共サービス改革基本方針別表（平成18年9月5日閣議決定）

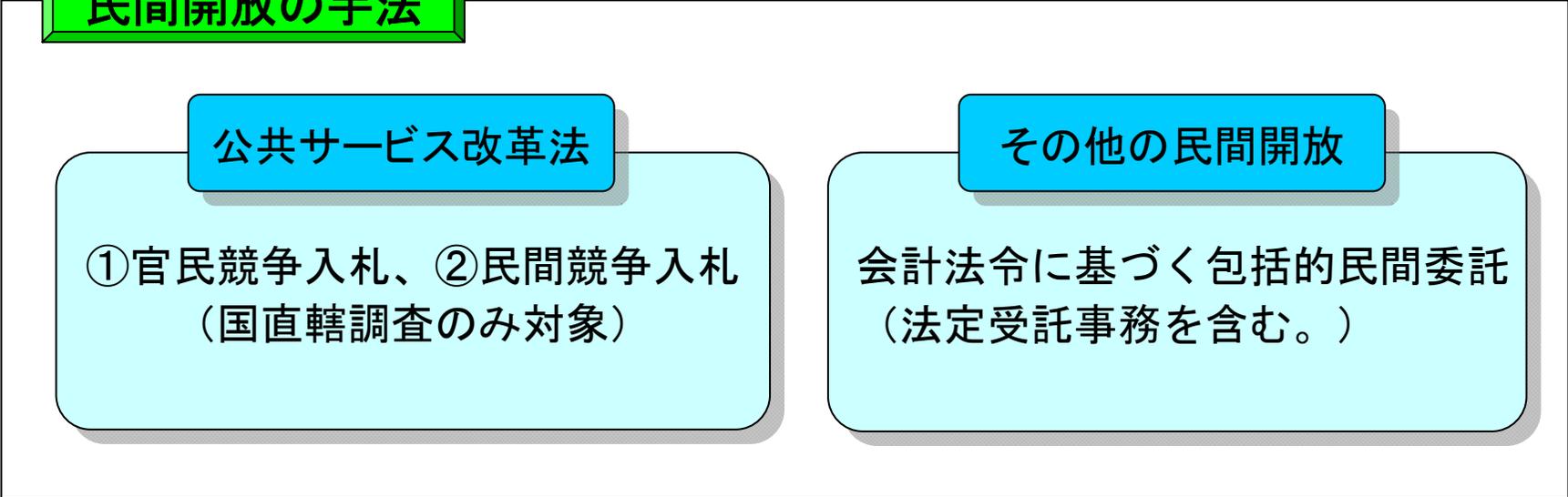
科学技術研究調査、個人企業経済調査その他総務省所管のすべての統計調査について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（再改定）に基づき、官民競争入札、民間競争入札、その他の民間開放（以下「**民間開放**」という。）を実施することとし（略）

# 民間委託と民間開放の関係(図示)

## 民間委託の種類



## 民間開放の手法



# 民間委託・民間開放と公共サービス改革法との関係

